

公募公告

下記のとおり公募に付します。

令和8年4月3日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名：e提出・e記録管理システム及びe事件管理システムの追加機能改修業務
- (2) 公募期間：令和8年4月3日（金）から令和8年4月23日（木）正午まで
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

2 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 最高裁判所又は他府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 上記の他、応募要領による公募の参加資格及び応募条件を満たしている者であること。
- (6) その他必要な事項については、調達仕様書、応募要領等のとおり。

3 仕様書等の交付場所

参加を希望する者は、裁判所ウェブサイト（裁判所を知る＞ 調達関連情報＞（関連リンク） 公示・公表情報）から関係書類をダウンロードし、内容を確認のうえ、参加資格・応募条件を満たす場合には、提出期限までに参加申込書等必要書類を提出すること。

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/index.html>

4 応募書類

応募要領のとおり。

5 応募書類の提出期限及び場所

提出期限：令和8年4月23日（木）正午まで

提出場所：応募要領のとおり。

6 契約者の決定方法

応募要領のとおり。

7 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

8 その他

(1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語に限る。

(2) 契約書作成の要否
要する。契約書（案）は別記1のとおり。
他、細部は、応募要領及び仕様書のとおり。

9 本公告に関する問い合わせ先

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：濱田）

電話：03-3264-5873（係直通）

E-mail：sc.keiri.y-chousa@courts.go.jp

応募要領

1. 公募件名

e 提出・e 記録管理システム及び e 事件管理システムの追加機能改修業務

2. 目的及び概要

本業務に先行して、民事訴訟手続のデジタル化に対応するためのシステム開発が行われている。第 1 次開発として、令和 4 年 4 月から、裁判所職員が利用する事件情報の管理機能、関連システムとの外部連携機能等を有する e 事件管理システムである RootS の開発に着手し、令和 6 年 5 月に完成している。

第 2 次開発として、令和 5 年 4 月から、民事訴訟手続において国民が必要な書面を電子提出する機能、当事者・裁判所間のやり取りを電子化する機能、訴訟記録等を電子的に閲覧できる機能等を有する e 提出・e 記録管理システムである TreeS の開発に着手するとともに、同年 1 2 月から、TreeS と連携するための RootS の改修にも着手した（第 2 次開発は、基本機能部分（時期 1）と周辺機能部分（時期 2）に分けて開発が進められており、現在、時期 1 部分は受入テストまで完了し運用中、時期 2 部分は令和 8 年 3 月末の完成を目指して総合テストを実施中であるが、本業務開始時点である同年 6 月頃に、時期 2 部分の第 2 次開発が継続している可能性がある。）。

また、第 3 次開発として、令和 7 年 9 月から、家事事件手続、人事訴訟手続等のデジタル化に対応するために令和 9 年 8 月末の完成を目指して TreeS 及び RootS の改修に着手しており、令和 8 年 1 月から、第 3 次開発に追いつく形で TreeS の法人ベース・レジストリ連携改修にも着手している。第 3 次開発は、令和 5 年 6 月 1 4 日に公布され、公布後 5 年以内に施行されることとなっている「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「改正法」という。）の法改正対応改修であるため、遅くとも令和 1 0 年 6 月 1 3 日までのいずれかの日に決定される改正法の施行日に先立って改修を終了する必要があるため、開発遅延が発生しないようにプロジェクト管理に万全を期して進めていく必要がある。

さらに、本件の作業期間中の令和 8 年度は、第 3 次開発に加えて、RootS に対して複数の機能改修（裁判統計データ処理システム連携対応や非訟事件対応改修。いずれも一般競争を予定。）を行う予定であり、運用保守事業者による修正対応も一定程度見込まれる。

本件は、第 2 次開発された RootS 及び TreeS の各システムを、一部の庁を対象としたシステム導入に対応するための機能改修を行う事業者を公募するものである。第 2 次開発、運用保守業務及び別途改修業務の仕様修正等による影響を適切に把握し取り込んで本業務を遂行するために、第 2 次開発の事業者、運用保守業者及び別途改修事業者らとの緊密な連携をとるとともに、本業務の資材を取り込むことになる第 3 次開発の開発遅延が発生しないように技術的に一貫した改修を行うために、第 3 次開発の事業者との緊

密な連携をとる必要もある。関連する全ての案件の仕様修正内容の把握及び把握した仕様修正の本業務での改修内容への反映を適時適切に行っていくこと、そのために改修対象である RootS 及び TreeS の機能や仕様、構成要素、稼働環境などへの高い理解が求められる。

3. 公募期間

令和8年4月3日から令和8年4月23日正午まで

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 最高裁判所又は他府省庁において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記(5)に定める暴力団排除対象者であることを知りながら再委託等の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

以下の要件を全て満たすこと。なお、業務の要件や詳細については、別添仕様書等に準拠する。

(1) 政府調達における 80 万 SDR を超える案件の開発又は改修に携わった実績を有すること。

(2) 1 万人以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を有することかつ国、地方公共団体又は独立行政法人に係る情報システムの設計・開発の実績を有すること。

(3) 本業務期間中は運用保守に加えて、別途複数の改修や第 3 次開発が並行して進行中であることから、運用保守及び複数の改修の仕様等（設計書やプログラム。それらの修正の反映を含む。）を適時適切に取り込むことができること。また、本業務の改修資材が第 3 次開発の資材として取り込まれることから、第 3 次開発と技術的に一貫した改修を行えること。

7. 仕様内容

別添調達仕様書のとおり

8. 応募書類

(1) 参加申込書（様式 1）

(2) 誓約書（様式 2）

(3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(4) 「6. 応募条件」を満たすことを簡記した提案書（最大 15 ページ程度）

様式は任意とする。具体的かつ簡潔に記載すること（総ページ数の多さは評価とは無関係である。）。

- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年4月23日（木）正午必着

- (2) 提出先及び問合せ先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：濱田）

電話 03-3264-5873（係直通）

E-mail sc.keiri.y-chousa@courts.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。

- (2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和8年4月30日（木）までに、提案者に対して、担当よりメールにより通知する。

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、担当から質問する場合があるため、担当より質問があった場合には速やかに対応すること。

様式1

年 月 日

参加申込書

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 殿

申込者 住所

会社名

(代表者) 氏名

「e提出・e記録管理システム及びe事件管理システムの追加機能改修業務」の公募
公告を承知の上、参加を申し込みます。

(本件に係る照会・連絡先)

担当者：

電話：

E-mail：

※押印は省略可能です。押印を省略する場合は氏名の下に、①責任者氏名
・連絡先、②事務担当者氏名・連絡先を記載してください。

誓約書

- 私
 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団又は暴力団員等を再委託の相手方としません。

3 再受託者が暴力団又は暴力団員等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受託者が暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、最高裁判所へ報告を行います。

最高裁判所事務総局経理局長 殿

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名(氏名)

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

(※現時点の案であり、契約にあたっては、一部変更となる場合があります。)

契 約 書 (案)

e 提出・e 記録管理システム及び e 事件管理システムの追加機能改修業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者●●●●●●●●●●とは、別紙契約条項及び別添仕様書により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都千代田区隼町 4 番 2 号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 ● ● ● ●

受注者 (住所) ●●●●●●●●●●
(社名) ●●●●●●●●●●
代表取締役 ● ● ● ●

(別紙)

契 約 条 項

(契約条項略)

(別紙)

契 約 条 項

(業務の内容等)

第1条 業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 内 容 別添仕様書のとおり

(2) 契約金額 金●●, ●●●, ●●●●円

(うち消費税及び地方消費税額 金●, ●●●, ●●●●円)

(成果物の納入期限及び場所)

第2条 成果物の納入期限及び場所は、別添仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

(契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

【大企業の場合】

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

【中小企業の場合】

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅

滞なく成果物の納入を受けなければならない。

- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合には、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

- 第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
 - 3 受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、このときにおいては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

(履行遅延の賠償)

- 第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
 - 3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第4項又は第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 納入された成果物に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、発注者は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとしたとき

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとしたとき

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となったとき
- (3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものを

いい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定したときにおける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認した場合、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じない場合

は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、成果物等が発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたときを除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和8年度

e提出・e記録管理システム及びe事件管理システムの
追加機能改修業務
調達仕様書

令和8年3月

最高裁判所

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

e提出・e記録管理システム及びe事件管理システムの追加機能改修業務

(2) 調達目的

本案件では、e提出・e記録管理システム(以下「TreeeS」という。)、e事件管理システム(以下「RootS」という。)及び TreeeS と機能的に連携させるために改修を行った RootS 改修(令和8年3月までに完成予定)につき、令和8年度中に予定されている一部の庁を対象にシステム導入に対応するための機能改修を行うものである。

作業期間は、後記(4)のとおり、契約締結日から令和9年3月31日までの間となるが、改修作業内容によっては、一部の庁を対象にシステム導入する時期等(別紙「改修事項一覧」の完成時期のとおり。)までに確実に機能改修を完了させる必要がある。

(3) 業務・情報システムの概要

TreeeS 及び RootS はいずれもクラウド上に構築されたシステムである。

TreeeS は、民事訴訟手続のデジタル化に伴い、令和8年3月までに開発されるシステムである。e提出は、国民が操作を一元的に行うサブシステムであり、国民が最初にアクセスするユーザポータル、裁判資料の電子提出、手数料の電子納付、汎用受付システムやインターネットバンキング等との外部連携などの機能を有する。e記録管理は、電子化された訴訟記録を整理して保管するとともに、裁判所職員において訴訟記録へのアクセス権限を管理し、利用者が訴訟記録を検索したり、閲覧・複写したりすることを可能とするサブシステムである。

RootS は、国民から提出された申立書等に記載されている情報やその他事件に関する情報を裁判所職員が管理するためのシステムであり、事件に関する情報(事件番号、事件名、担当部、担当裁判官・書記官、当事者、期日情報等)を体系的に整理し管理する機能を有し、令和8年3月までに、TreeeS と機能的に連携させるための改修を行う。

(4) 作業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 調達案件及び関連調達案件

(1) 調達範囲

TreeeS、RootS 及び RootS 改修の機能改修及び付帯する業務を行うものとし、受注者の責任範囲は、設計・製造・テスト、ソフトウェア実装(改修機能リリース)支援までの一連のプロセス全てとする。

(2) 関連調達案件の一覧

関連する調達の調達案件名、調達の方式及び契約期間を以下に示す。

本件業務及び本件業務に関連する調達案件相互の入札制限は特設設定しない。

表1: 関連調達一覧

項番	調達案件名	調達の方式	契約期間
1	民事訴訟手続のデジタル化に係るe提出・e記録管理システム及びe事件管理システムの運用保守等	一般競争入札(総合評価落札方式)	令和8年4月～令和9年3月(予定)
2	家事事件手続等のデジタル化に伴うe事件管理システム・e提出・e記録管理システムの改修等業務	性質随意契約	令和7年9月～令和10年3月
3	e提出・e記録管理システムの法人ベース・レジストリ連携改修業務	性質随意契約	令和8年1月～令和10年3月
4	民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムの機能改修業務(裁判統計データ処理システム連携対応)	一般競争入札	令和8年4月～令和9年3月(予定)
5	民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムの機能改修業務(非訟事件対応改修等)	一般競争入札	令和8年5月～令和9年3月(予定)
6	e事件管理システム等のAIチャットボットシステムの構築等及び運用保守	一般競争入札	令和8年2月～令和12年3月

3 作業の実施内容

作業に当たっては、運用保守業者及び関連調達の機能改修業者と連携及び協力して作業を実施すること。本案件、関連調達4項及び5項の改修資材は、運用保守中のシステム(関連調達1項)に計画的に適用の上、関連調達2項及び3項の改修(以下、「三次開発等」という。)のもととなる資材となるため、業者らとの連携及び協力作業には特に注意すること。

(1) 作業実施計画書の作成・提出

受注者は、作業実施計画書を作成し、最高裁判所に提出して承認を得ること。

(2) 要件定義

受注者は、別紙「改修作業一覧」記載の改修事項を実現するために、業務要件、機能要件及び非機能要件を明らかにした要件定義書を提出し、最高裁判所の承認を得ること。

(3) アプリケーション等の設計・製造・テスト

ア 基本設計書及び詳細設計書更新

受注者は、別紙「改修作業一覧」記載の改修事項を実現するために、変更が必要なアプリケーションについて、基本設計及び詳細設計を行い、基本設計書及び詳細設計書を更新して最高裁判所に提出して承認を得ること。また、単体テストから総合テスト

までの一連のテスト工程についてテスト計画書を作成し、最高裁判所に提出して承認を得ること。テスト環境には、本システムの既存の環境を利用することを可能とする。

イ ソースコード作成及び単体テスト

次の点に留意してソースコードを作成し、単体テストを実施すること。また、ソースコードの単体テストの結果について、評価を行うこと。

(ア) 変更するプログラムのほか当該プログラムに関連する機能についても全て抽出を行い、関連する機能が現行の機能を維持し、品質が確保できていることを確認すること。

(イ) 単体テストの実施後は、品質を定量的かつ定性的に分析し、必要に応じて改善策を策定し品質向上策を実施すること。

ウ ソフトウェア結合テスト及び適格性確認テスト

単体テストを実施したプログラムに対して、ソフトウェア結合テスト及び適格性確認テストを実施し、その結果を報告書にまとめ、最高裁判所に提出して承認を得ること。

エ 総合テスト及び適格性確認テスト

ソフトウェア結合テスト及び適格性確認テストを実施したプログラムに対して、総合テスト及び適格性確認テストを実施し、その結果を報告書にまとめ、最高裁判所に提出して承認を得ること。

オ 改修機能リリースの支援

本作業後のシステムへ環境を変更するために、運用保守業者において本番のリリース作業及びそのリハーサルを行う。受注者は、最高裁判所を通じてこれらの支援を行うこと。

カ アプリケーションソフトウェアの提出

作成したアプリケーションソフトウェア及びプログラム設計書を提出し、最高裁判所の承認を得ること。

キ 運用マニュアルの更新

改修機能リリース前までに、TreeeS、RootS 及び RootS 改修の運用・保守に必要なとなる運用マニュアルを本作業後のシステムにあわせて必要に応じて更新し、最高裁判所の承認を得ること。

ク 業務実績報告書の提出

年度末に業務実績報告書を提出し、最高裁判所の承認を得ること。

(4) システム要求事項

本業務によって、既存の TreeeS、RootS 及び RootS 改修の機能及び非機能は、性質上必要となる改修を除き、これを損なわないようにすること。

(5) 本業務終了における引継

受注者は、本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除又はその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、引継先業者及び最高裁判

所が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、引継先業者に移行する作業の支援を行った上で、業務実績報告書を提出し、最高裁判所の承認を得ること。

(6) 会議の開催

受注者は、最高裁判所から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、会議を開催すること。

(7) 成果物等

ア 成果物

本業務の成果物を以下に示す。

表2:1 成果物一覧

No.	成果物名	記載箇所	納入期限	備考
1	要件定義書	3(2)	令和9年3月31日	
2	修正したTreeeS及びRootSの基本設計書	3(3)ア	令和9年3月31日	既存有
3	修正したTreeeS及びRootSの詳細設計書	3(3)ア	令和9年3月31日	既存有
4	各テスト計画書及び各実施結果報告書	3(3)ア、イ、ウ、エ	令和9年3月31日	
5	プログラム設計書	3(3)カ	令和9年3月31日	既存有
6	アプリケーションソフトウェア(ソースコード)	3(3)カ	令和9年3月31日	
7	運用マニュアル	3(3)キ	令和9年3月31日	既存有
8	業務実績報告書	3(3)ク、(5)	令和9年3月31日	

イ 提出物

本業務の提出物を以下に示す。

表3: 提出物一覧

No.	提出物名	記載箇所	提出期限	備考
1	作業実施計画書	3(1)	契約日から10開庁日以内	
2	データ消去報告書	7(6)	令和9年3月31日	

3	個人情報の取り扱い にかかるとる書面	9(1)	令和8年8月31日	
---	-----------------------	------	-----------	--

ウ 成果物等の納入方法

(ア) 使用言語

日本語

(イ) 用語の定義等

用語の定義は共通フレーム2013に従うこととし、成果物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(ウ) 電子データについて

記録方式は、Microsoft Windows 11 Pro において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。ただし、前記のOS又はソフトウェアについてサポートが終了する等の事情で利用を終了したときは別途協議して指定する記録方法によること。

- i Microsoft 365 Apps Word
- ii Microsoft 365 Apps Excel
- iii Microsoft 365 Apps PowerPoint
- iv Adobe Acrobat Reader

なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なファイル名とし、PDFファイル化できるものについては、PDFファイルに変換し、変換元のファイルも添付すること。

(エ) 成果物等の納入又は提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

エ 成果物等の形式(媒体の種類)及び数量

(ア) 形式

電磁的記録媒体(最高裁判所が指定するもの)又は最高裁判所が指定する方法による電磁的記録の提出

(イ) 数量

1式

オ 成果物等案の提出

受注者は、各成果物等につき、最高裁判所が適切な時期に内容確認を行うことができるようにするため、各成果物等の納入期限の前であっても、最高裁判所の求めに応じて成果物等案として、随時、最高裁判所に提出すること。この場合の各成果物等案の提出時期のめどについては、本作業の契約締結後、直ちに最高裁判所と受注者が協

議して決定し、その内容を作業実施計画書に反映すること。

カ 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

4 作業の実施体制・作業要員に求める資格等の要件

(1) 作業実施体制

受注者は、契約締結後10開庁日以内にプロジェクトマネージャを含む作業体制図及び作業スケジュールを作業実施計画書において提示すること。

なお、修正が必要な場合は随時更新し、最新化すること。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

本作業の履行が確実に行われるように、必要となる要員を確保すること。

ア 業務責任者

次の資格のいずれかを有する者を配置すること。

(ア) 情報処理技術者 プロジェクトマネージャ(経済産業省認定)

(イ) プロジェクトマネジメント・スペシャリスト(日本プロジェクトマネジメント協会認定)

(ウ) Project Management Professional(PMP)(Project Management Institute (PMI) 認定)

イ 業務スタッフ

業務スタッフのうち、少なくとも1名はクラウドを活用して、アプリケーション又はインフラの設計、開発及び運用の全体構成を主導できる上級エンジニア認定資格を有していること。

認定資格については、TreeS 及び RootS の運用のために提供されるクラウド基盤に関する資格(例えば、AWSソリューションアーキテクトプロフェッショナル、Azureソリューションズアーキテクトエキスパート又はGoogleプロフェッショナルクラウドアーキテクトの資格その他これらの資格に相当する資格)を有していることを想定している。

5 業務の再委託

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

(2) 承認手続

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を最高裁判所に提出し、あらかじめ承認を得ること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を最高裁判所に提出し、承認を得ること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、最高裁判所は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

6 知的財産権

- (1) 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン及び資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後システム改修や保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利(著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。)に基づく利用を無償で許諾すること。
- (2) 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

7 機密保持

- (1) 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- (2) 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者(第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。)に漏えいしないこと。
 - ア 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - イ 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- (3) 受注者の故意又は過失によって、(2)のア又はイの事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告し、受注者の責に起因する事故での損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (4) 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び

第三者への提供はしないこと。

- (5) 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承認を得ること。
- (6) 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報(最高裁判所内で保管しているものを除く。)について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。
- (7) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めると、必要に応じて最高裁判所による実地調査が実施できること。

8 情報セキュリティに関する事項

- (1) 受注者は、本作業に当たっては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群及び最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (2) 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- (3) 受注者は、システム管理者権限の取扱いについては、最高裁判所の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、最高裁判所データセンタのサーバ室に立ち入る必要がある場合には、最高裁判所データセンタの運用要領に準拠すること。
- (5) 受注者は、提出する成果物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。
- (6) 受注者は、成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (7) 情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、受注者の責に起因するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (8) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めると、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

9 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について最高裁判所と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

ア 個人情報の取扱いに関する責任者の管理体制

イ 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)

- (2) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、最高裁判所の承認を得たうえで実施すること。
- (3) 個人情報を複製する際には、事前に最高裁判所の承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、最高裁判所に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- (5) 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

10 契約不適合責任

- (1) 最高裁判所は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。
- (2) 納入された成果物に契約不適合がある場合、最高裁判所は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- (3) 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- (4) 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後、1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。
- (5) 履行の追完により関連する成果物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、受注者の責任と負担において、遅滞なく改訂版を納入等すること。

11 受注者の条件

(1) 品質管理能力

受注者(再委託先を含む。)は、品質マネジメントシステムの規格である「JISQ9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を有していることを認証登録証の写しなどにより疎明すること。

受注者(再委託先を含む。)において部署ごとにこれらの認証を受けている場合には、本業務の担当部署が認証を受けていること。

(2) 情報セキュリティ

受注者(再委託先を含む。)は、情報セキュリティ実施基準である「JISQ27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していることを認証登録証の写しなどにより疎明すること。

受注者(再委託先を含む。)において部署ごとにこれらの認証を受けている場合には、本作業の担当部署が認証を受けていること。

12 最高裁判所における作業の範囲

(1) 資料の提供

ア 最高裁判所データセンタ関連ドキュメント(データセンタ基幹インフラの整備に関わる設計・構築等作業要件定義書等)の開示

イ 司法統計数値等の各種データ及び資料の開示

ウ システムの設計書類及び操作マニュアル等(運用・保守設計書、運用実施計画書、運用引継書、運用マニュアル、システムリカバリ計画書、保守実施計画書、保守引継書等を含む。)の開示

エ 最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーの開示

オ その他、最高裁判所の協力が相当と考えられる事項

(2) その他

システムの対象範囲における裁判事務に関する業務知識の付与

13 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等

本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「標準ガイドライン」という。)に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(デジタル庁)」(以下、「解説書」という。)を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

14 その他

(1) 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途、最高裁判所に対し、請求しないものとする。

(2) 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。この場合の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途、最高裁判所に対し、費用を請求しないものとする。

(3) 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。

(4) 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。

(5) 受注者は、仕様に関して、解決困難な問題が発生した場合には、随時、最高裁判所又

は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、原因の切り分け及びその解決に協力すること。

- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

以 上

(別紙) 改修作業一覧

#	システム	内容	作業内容	修正点	完成時期	備考
1	RootoS	新法/旧法ラジオボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・R0020画面等のラジオボタンの修正のほか、R2170画面のタブ名を変更する。 ・設計書修正は、上記修正箇所に対応する箇所のみとする。 また、マニュアル等のその他ドキュメントは修正しない。 ・内部的に使用している変数名等は修正の対象外とする。 	3画面文言修正 マスタ修正 メッセージ修正	RootoS改修の資材適用まで (R8.10、予備R8.11)	恒久的な対応
2	RootoS	一括立件の切り戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・新法対応事件のみが一括立件できるよう既に改修されたR0021画面を、旧法対応事件のみが一括立件できるように再改修後(RootoS改修の資材が適用される前の状態に戻した後)、テストを実施する。 以降、全庁導入までこの資材で作業を行う。 ・R0021画面を再度新法対応事件のみが一括立件できるようにするには、改修済資材との差分確認とテストを実施する必要があるが、この作業はR9運用保守において別途実施するため対象外。 ・一時的な対応であるため、設計書等の修正は行わない。 	1画面の修正	RootoS改修の資材適用まで (R8.10、予備R8.11)	一次的な対応 (R9運用保守業者において全庁稼働時はさらにもとに戻す)
3	TreeeS	フォーム提出先裁判所の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーム提出で使用している裁判所検索部品にて、裁判所コードマスタから取得してきた裁判所を提出可能な裁判所だけに絞って表示する修正を行う。 ・全庁稼働後は、改修前の資材に戻し、差分確認とテストを実施する必要があるが、この作業はR9運用保守において別途実施するため対象外。 ・一時的な対応であるため、設計書等の修正は行わない。 	共通部品の修正	ユーザの本登録が想定される時期まで (R8.12.15目途)	一次的な対応 (R9運用保守業者において全庁稼働時はもとに戻す)
4	TreeeS	ユーザ登録の画面の改修 (改修作業一覧補足スライド1~5)	スライド1 <ul style="list-style-type: none"> ・固定文言の修正を行う。 ・リンク先(資料の格納先)を外部プロパティから取得する。 スライド2 <ul style="list-style-type: none"> ・固定文言の修正を行う。 スライド3 <ul style="list-style-type: none"> ・固定文言の修正(及び一部のボタン制御の修正)を行う。 スライド4 <ul style="list-style-type: none"> ・固定文言の修正を行う。 スライド5 <ul style="list-style-type: none"> ・固定文言の修正を行う。 	スライド1 <ul style="list-style-type: none"> ・1画面の修正 スライド2 <ul style="list-style-type: none"> ・1画面の修正 スライド3 <ul style="list-style-type: none"> ・2画面の修正 スライド4 <ul style="list-style-type: none"> ・2画面の修正 スライド5 <ul style="list-style-type: none"> ・1画面の修正 	ユーザ仮登録期間の開始時まで (R8.10末)	恒久的な対応
5	TreeeS	アカウントの仮登録期間の伸長 (改修作業一覧補足スライド2)	アカウント(個人・法人共通)の仮登録期間を14日間→28日間と伸長する。	1画面の修正	ユーザ仮登録期間の開始時まで (R8.10末)	恒久的な対応
6	TreeeS	一括アカウント有効化に対応するツールの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・アカウントを有効化するバッチを作成する。 ・CSVを読み込み処理を行う。 ・運用保守において毎年、一括アカウント有効化のときに利用する。 	ツール作成	ユーザの本登録が想定される時期まで (R8.12.15目途)	恒久的な対応 (R9運用保守において全庁稼働時も利用する)
7	TreeeS	フォームの当事者情報入力画面で「登録ユーザ情報を反映する」ボタンで反映される情報の一部を修正する(改修作業一覧補足スライド6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ情報反映の処理動作を修正する。 	1機能の修正 (共通パーツ) ※14フォームでの動作確認、RootoS連携の確認が必要	R8年度中の一部の庁を対象としたシステム導入開始(R9.1)まで。	恒久的な対応

8	TreeS	「第三者」アクタが閲覧できる画面に訴訟記録一覧画面を追加	・閲覧複写について、「第三者」アクタの権限で、訴訟記録一覧画面にアクセスできるようにする。 ※「第三者アクタ」シートの方針にもとづく。 ※本改修事項については三次開発等に取り込まれることを要望するものではないが、取り込むことを前提に改修を進めてもらって構わない。	6画面の修正 3機能のAPI（RoootS連携）の修正	できればR8年度中の一部の庁を対象としたシステム導入開始（R9.1）まで。遅くともR9.3まで	恒久的な対応
9	TreeS	アクセシビリティ対応	「アクセシビリティ1」シートについてアクセシビリティ対応を行う。 詳細は「アクセシビリティ2」シートのとおり。	「アクセシビリティ1」シートのとおり	遅くともR9.3まで	恒久的な対応

※全てにおいて操作マニュアルの修正は不要。

※本改修は全て三次開発等に取り込まれるものである。三次開発等が本改修の資材を取り込むことに注意して、三次開発者と連携を取ること。

第三者アクタの対応方針

第三者アクタの実装に関する対応方針は以下のとおり。

- 閲覧複写業務については、新たな機能を設けることなく、現行の仕組みを可能な限り活用して実現することを想定。
- 具体的には、第三者アクタを改修後、閲覧申請者をRoootS上に第三者アクタとして登録し、TreeSのダミーアカウントを関連付けた上で閲覧させるフローを検討中。当該フローにより、閲覧申請者のうち、利害関係のない第三者に関しては、第三者アクタを利用して閲覧制限がかかっていない記録ファイルを訴訟記録一覧画面から閲覧させることが可能となる。
- 第三者アクタの改修により、第三者アクタとして登録すると、閲覧申請者以外の場合であっても訴訟記録一覧にアクセスすることができるようになることが前提となる。改修前の第三者アクタを利用すべき業務が生じた場合は、同一の権限配分になっている囑託先アクタを利用することによる運用回避を検討する。
- 今回改修の対象となる「第三者アクタ」については、RoootS上で「その他・脱退・第三者」として登録するアクタである。なお、RoootSの脱退登録により事件との紐づけが解除されるので、改修による業務への影響はほぼないと想定。
- 改修後の第三者アクタと関与者グループの関係については、訴訟記録一覧のアクセス権限を付する前提として、全当事者グループに追加する必要があるが、その他の関与者グループを設定する必要まではない（第三者のみという関与者グループを別途追加することまでは不要である）。
- 個別ファイルのアクセス権制御したものについて、訴訟記録一覧上でタイトルが見えることにつき支障はない。
- 三次開発の家事事件では当事者以外の第三者に閲覧させることはほとんど想定されないので、改修後の第三者アクタを利用する想定はない。家事事件における閲覧業務については、民訴の機能を流用しながら場合によって使い分けることを考えている。
- RoootSの当事者/代理人選択で選択される各当事者分類の名称を変更する対応を行う。（「第三者」「その他」を用途に合わせた名称に変更したい。）

◆改修作業一覧#9 アクセシビリティ対応の修正箇所

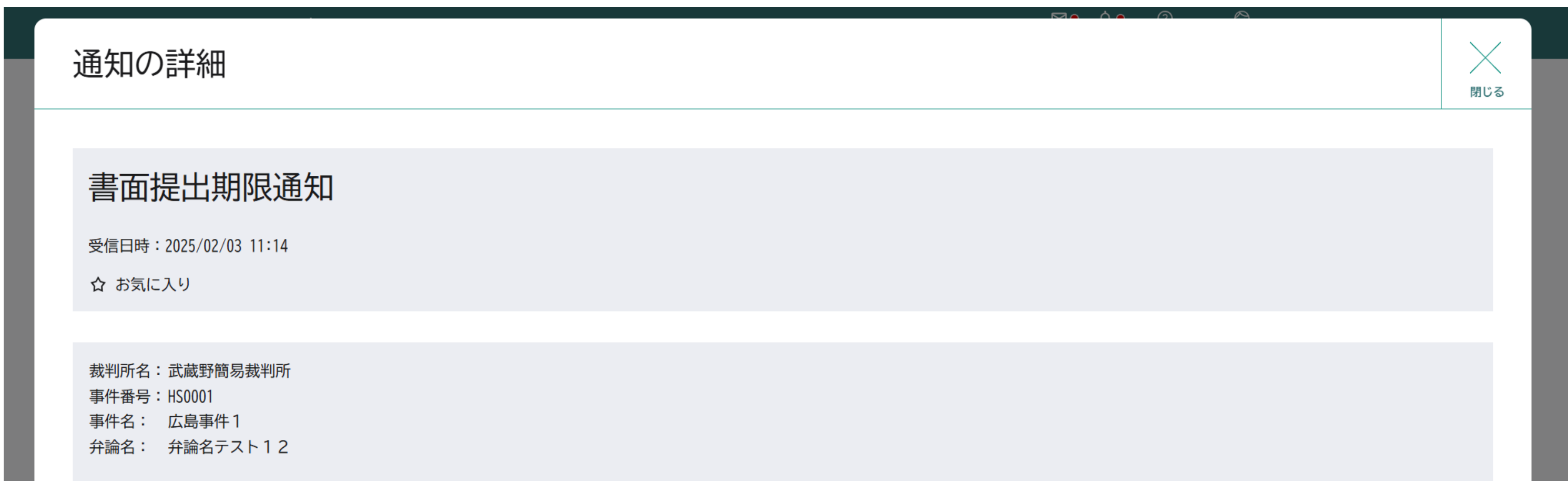
項番	項目		内容	改修箇所	修正対象
1	見出しレベル (h1-h6)	1.3.1 (A)	見出しレベルの順番が飛ばされている部分があり、画面の構造が分かりにくい。通知の詳細画面の2件について、修正を実施する。 ※本モーダル内では情報が縦に積まれているため、視線の動きがシンプルになるよう、日時の下にお気に入りチェックボックスを移動する予定。	2か所	1画面
2	サブメニュー内フォーカス	2.4.3 (A)	ヘッダー内のアコーディオンをTabキーで移動していくと、サブメニューから出てしまう。	19か所	1画面
3	モーダル内の【閉じる】ボタンと【戻る】ボタン	2.4.4 (A) 3.2.4 (AA)	モーダル内の【閉じる】ボタンと【戻る】ボタンについて、現時点ではともにモーダルを閉じる機能のようだが、ラベルが異なっている。	1か所	117画面 (ライトボックス)
4	「詳細情報」表内	2.4.4 (A)	「送達状況」の部分にリンクテキスト「状況」がありますが、リンク先を想像できない。	1か所	1画面
5	モーダル内のリンク	2.4.4 (A) 4.1.2 (A)	モーダル内にあるリンクについて、aria-label に「新しいリンクが開きます」記載されていますが、リンクテキストの内容を上書きしてしまうため、スクリーンリーダーユーザーは、リンク先ページの内容を予測できない	5か所	1画面
6	ページネーション	1.3.1 (A) 4.1.2 (A)	手数料一覧のテーブルの下にあるページネーションについて、「1/2」に現在地を示す記述がない。	1か所	20か所

上記項番1 (補足)

現状のイメージ



改修後イメージ



【シングルAの論点】

見出しレベル(h1-h6)

41	34	T.07-01-01	内容詳細のモーダル内のチェックボックス「お気に入りにする」	内容詳細のモーダル内に「お気に入りにする」のチェックボックスがありますが、この部分がh2でマークアップされており不適切です。 h2要素を削除してp要素や div 要素などでマークアップしてください また、チェックボックスの直後に「書面提出期限通知」がlabel要素でマークアップされていますが、チェックボックスと関連付けられていません。 Label要素を削除しても問題ないと考えます。	1.3.1(A)
44	41	T.07-01-02	通知の詳細のモーダル内のチェックボックス「お気に入りにする」	通知の詳細のモーダル内に「お気に入りにする」のチェックボックスがありますが、この部分がh2でマークアップされており不適切です。 h2要素の外に出してp要素や div 要素などでマークアップしてください また、チェックボックスの直後に「書面提出期限通知」がlabel要素でマークアップされていますが、チェックボックスと関連付けられていません。 Label要素を削除しても問題ないと考えます。	1.3.1(A)

サブメニュー内フォーカス

42	33	T.07-01-01	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「テスト」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
49	40	T.07-01-02	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「テスト」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
56	51	T.07-01-03	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「テスト」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
73	55	T.08-01-01	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「親アカウント氏名」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
75	64	T.08-03-01	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「原」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
79	74	T.08-03-02	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「原」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
98	93	T.09-02-02	ヘッダー内のアコーディオン	ヘッダー内にある「メニュー」「ヘルプ」「原川一花」のアコーディオンについて、ボタン押下後サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出て次のボタンへ移動してしまいます。 スクリーンリーダーユーザーにとっては、どこからどこまでが押下したボタンに対するサブメニューなのか理解しづらくなりますので、サブメニューが開いている間はキーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにするのが適切です。	2.4.3(A)
134	112	T.13-01-01	ヘッダーにあるアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
137	113	T.13-01-05	ヘッダーにあるアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
139	122	T.13-01-06	ヘッダーにあるアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
144	126	T.13-02-01	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
151	128	T.13-02-04	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
156	130	T.13-02-18	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
159	160	T.16-01-01	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
160	161	T.16-01-01	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
164	165	T.16-01-02	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
166	197	T.16-02-02	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
169	199	T.16-02-03	ヘッダーのアコーディオン	ヘッダーにある「メニュー」「ヘルプ」などのアコーディオンについて、ボタン押下後、Tab キーで移動していくとメニューから出てしまいます。 サブメニューを開いている間は、キーボードフォーカスをサブメニュー内に閉じ込めるようにしてください	2.4.3(A)
5	233	国民向け(national)全画面	ヘルプボタン押下後に表示されるサブメニュー	ヘッダーにある「ヘルプ」ボタン押下後、サブメニューが表示されますが、Tabキーで移動していくとサブメニューから出てコンテンツ内のログインボタンにフォーカスが移動してしまいます	2.4.3(A)

その他

18	18	T.01-02-05	モーダル内の【閉じる】ボタンと「戻る」ボタン	モーダル内の【閉じる】ボタンと「戻る」ボタンについて、現時点ではともにモーダルを閉じる機能のようですが、ラベルが異なります。 仕様上同じ機能であれば、ラベルを統一する必要があります。 仕様上の機能が異なるのであれば、実際の挙動を受け入れテストを確認してください	2.4.4(A)、 3.2.4(AA)
237	81	T.09-02-01	「詳細情報」表内	「送達状況」の部分にリンクテキスト「状況」がありますが、リンク先を想像できません。	2.4.4(A)
41	30	T.07-01-01	内容詳細のモーダル内のリンク	内容詳細のモーダル内のリンクについて、aria-label属性で「新しいタブが開きます。」と記載はありますがリンクテキストがありません。リンクテキストだけを追記したとしても、aria-label属性の値が優先されますので、リンク先の内容を予測できない状態は継続します。	2.4.4(A)、 4.1.2(A)
52	31	T.07-01-01	通知の詳細のモーダル内のリンク	通知の詳細のモーダル内のリンクについて、URLがリンクテキストになっていますが、aria-label="新しいリンクが開きます"が記述されているためリンクテキストを読み上げません。	2.4.4(A)、 4.1.2(A)
51	39	T.07-01-02	通知の詳細のモーダル内のリンク	通知の詳細のモーダル内のリンクについて、URLがリンクテキストになっていますが、aria-label="新しいリンクが開きます"が記述されているためリンクテキストを読み上げません。	2.4.4(A)、 4.1.2(A)
74	53	T.08-01-01	通知の詳細モーダル内のリンクテキスト	通知の詳細モーダル内のリンクについて、aria-labelに「新しいリンクが開きます」記載されていますが、リンクテキストの内容を上書きしてしまいます。そのためスクリーンリーダーユーザーは、リンク先ページの内容を予測できません。	2.4.4(A)、 4.1.2(A)
81	65	T.08-03-02	通知の詳細モーダル内のリンクテキスト	通知の詳細モーダル内のリンクについて、aria-labelに「新しいリンクが開きます」記載されていますが、リンクテキストの内容を上書きしてしまいます。そのためスクリーンリーダーユーザーは、リンク先ページの内容を予測できません。	2.4.4(A)、 4.1.2(A)
163	162	T.16-01-01	ページネーション	手数料一覧のテーブルの下にあるページネーションについて、「1/2」に現在地を示す記述がありません。 Aria-currentで現在地であることを記述してください また、aria-labelで「ページャー」と記述されていますが、ページネーションで統一してください	1.3.1(A)、 4.1.2(A)

法人／士業者のユーザ登録画面（改修作業一覧# 4）

【改修ポイント】

- 法人又は士業者のアカウント種別を選択して「アカウント確定」をクリックすると、「法人又は士業者(弁護士・司法書士・弁理士)を選択した方」の画面がポップアップするが、この画面に次のような注意文言を付記したい。

「GビズIDを利用して新規登録するかどうかは、最初に決める必要があります。GビズIDを使わないでユーザID取得した後、GビズIDを利用する方法に切り替えることはできません。必ず、ユーザID取得前に「アカウント概要資料」(※リンク)を確認してください。」

Tree5 ヘルプ

アカウント選択

登録するアカウントの種類を選択してください。

アカウント種別 必須
法人所属（弁護士法人等を含む）の士業者の方は、士業者を選択してください。

個人のかた 法人 士業者（弁護士・司法書士・弁理士）

[どこに当てはまるかわからない方はこちら](#)

[アカウント確定](#)

[戻る](#)

画面ID : T.01-02-01
[利用規約](#) [最高裁判所ウェブサイト](#) Copyright © Supreme Court All Rights Reserved.

法人または士業者（弁護士・司法書士・弁理士）を選択した方

GビズIDを利用して新規登録をすることができません。

[GビズIDを利用して新規登録](#)

[GビズIDを使わないで新規登録](#)

個人／法人のユーザ登録画面（改修作業一覧# 4、5）

【改修ポイント】

- アカウント種別で個人又は法人を選択した場合において、本人性確認方法の選択画面で「対面・郵送による本人確認」をクリックすると、本人確認書類の郵送先として最高裁判所の担当部署として表示される
 - ➔ mintsの運用に併せて「最高裁判所」を「最寄りの裁判所」などと文言修正した上、仮登録期間を28日間と伸長することとしたい。
 - * 本画面及びファイルアップロード時の確認ライトボックスについては、全般的にサポートテキストの範囲で修正することを想定

The image shows a user registration interface. On the left, a sidebar menu includes '本人・資格確認情報登録' and '本人性確認方法の選択'. The main content area shows the selection of '対面・郵送による本人確認'. A red box highlights this option, with a blue callout pointing to it that says '郵送を前提とすると仮登録期間14日間は短い（個人・法人共通）'. On the right, a larger screenshot shows the '郵送・来庁の選択と必要な書類のアップロード' screen. A red box highlights a warning message: '仮登録は14日で失効します。郵送の場合、遅くとも仮登録を完了してから7日以内に最高裁判所の担当部署に到着するよう本人確認書類を郵送してください（郵送での本人確認を行っていない期間については、最高裁判所ホームページで公開しています。）」. A blue callout points to this message, stating '本人確認資料の送付先が最高裁の担当部署となっている'. Another red box highlights the '郵送による場合' section, which contains instructions: '本人確認申請書及び印鑑登録証明書原本を、最高裁判所の担当部署宛てに郵送してください。本人確認申請書の書式や郵送先は、最高裁判所ホームページで公開しています。仮登録が失効した場合には、はじめからやり直していただくことになりますので、仮登録を完了してから7日以内に最高裁判所の担当部署に到着するよう郵送してください。'

士業者のユーザ登録画面（改修作業一覧# 4）

【改修のポイント】

ユーザ登録の混乱を避けるために、次の① or ② +③、④の改修をしたい。

① 「日弁連経由での一括確認を希望する」ボタンを「mintsアカウントと同一メールアドレスを利用する」と修正する。

➔ その上で、ポップアップ画面の修正も要検討(スラ4)

or

② 「日弁連経由での一括確認を希望する」ボタンの非活性にする

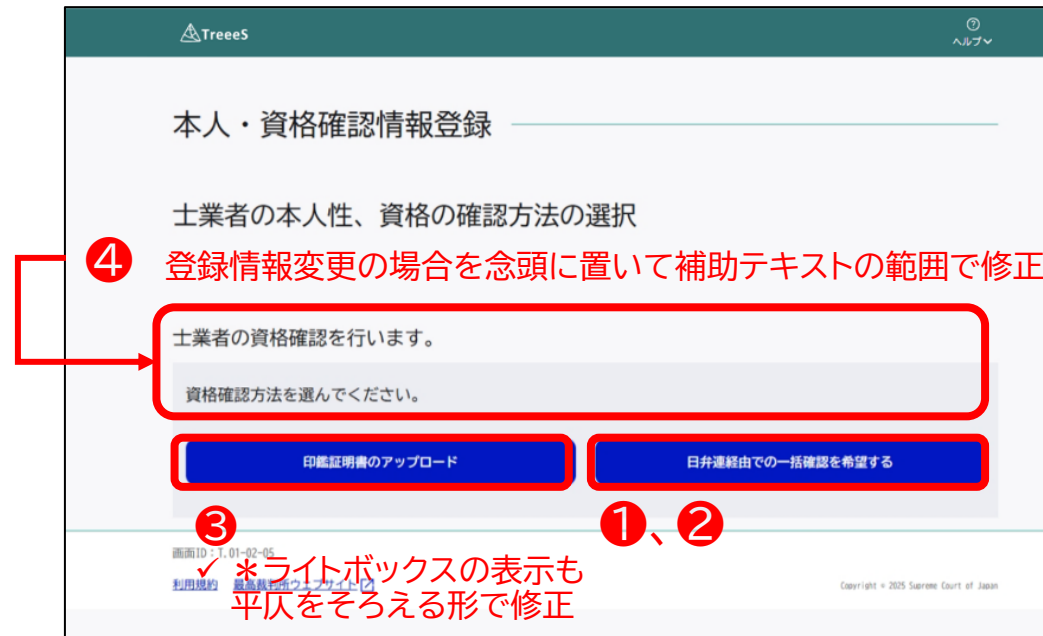
➔ その上で、「印鑑証明書のアップロード」ボタンを押した後のポップアップ画面の改修の可否については、要検討(スラ5)

and

③ 「印鑑証明書のアップロード」ボタンを「資格証明書類をアップロードする」と修正する

➔ その上でアップロード画面等の文言も平仄を併せる形で修正する

④ 本画面がユーザ情報の変更の場合にも利用されることを想定したサポートテキストの修正



士業者のユーザ登録画面（改修作業一覧#4）

【改修のポイント】

- 「日弁連経由での一括確認を希望する」ボタンを「mintsアカウントと同一メールアドレスを利用する」と修正した上で、このボタンを押すと、「本人確認並びに資格情報確認」という画面に遷移するので、その注意文言を「mintsアカウントと同一メールアドレスを利用してTreeSのユーザIDを取得します。よろしいですか？」と修正する。
- さらに、次にポップアップされる画面の注意文言を、「メールに記載されているTreeSのIDとmintsアカウントが同一であることを確認し、別途「forms」経由でmintsアカウントと同一メールアドレスで登録する旨申請してください。」と修正する。

TreeS ヘルプ

本人・資格確認情報登録

士業者の本人性、資格の確認方法の選択

士業者の資格確認を行います。

資格確認方法を選んでください。

印鑑証明書のアップロード

日弁連経由での一括確認を希望する

画面ID : T.01-02-05

[利用規約](#) [最高裁判所ウェブサイト](#)

Copyright © 2025 Supreme Court of Japan

本人確認並びに資格情報確認

日弁連経由で本人確認並びに資格情報確認を行います。よろしいですか？

戻る

登録

登録完了

ご指定のメールアドレスにメールを送信しました。

メールに記載されているTreeSのIDを日弁連に届け出てください。

完了

士業者のユーザ登録画面（改修作業一覧#4）

Tree5 ヘルプ

本人・資格確認情報登録

士業者の本人性、資格の確認方法の選択

士業者の資格確認を行います。

資格確認方法を選んでください。

印鑑証明書のアップロード 日弁連経由での一括確認を希望する

画面ID: T_01-02-05
利用規約 最高裁判所ウェブサイト

印鑑証明書アップロード

印鑑証明書をアップロードしてください。
アップロードできるファイルは、png、jpeg、.pdfです。

印鑑証明書 1.pdf
ファイル選択

登録

登録内容確認

以下のとおり登録します。よろしいですか？

印鑑証明書 印鑑証明書

戻る 登録

【改修のポイント】
何らかのファイルをアップロードしないと「登録」ボタンが押せないため、注意文言を付記。

フォームの当事者情報入力画面（改修作業一覧#7）

- フォームにおける「登録ユーザ情報を反映する」ボタンを押すと、ユーザ情報の住所（Gビズで登録した士業者アカウントの場合は「マイナンバーカード又は印鑑登録証明書上の住所」）が反映されるが、士業者アカウントの場合は住所が反映されないように修正する

行の生成

生成された行につき詳細情報入力ボタンを押すと、住所等の詳細情報を入力するライトボックスが開く

「登録ユーザ情報を反映する」ボタンを押すと、ユーザ情報の「住所」（Gビズの場合は「マイナンバーカード又は印鑑登録証明書上の住所」）が反映される

提出者当事者詳細情報を入力すると、当事者情報一覧に行が生成される

当事者情報一覧

提出者	必須	肩書	個人/法人	氏名	詳細情報等入力
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	原告	個人	裁判	詳細情報入力
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	原告	法人	裁判会社	詳細情報入力

原告代理人詳細情報

2 事務所住所

事務所住所の国内/国外選択 **必須**

国内 国外

郵便番号
半角数字で、ハイフンなしで入力してください。

住所
※角、20文字以内で、建物名、郵便番号まで入力してください。

事務別名

事務名称

電話番号1
半角数字、ハイフンなしで入力してください。（携帯番号可）

電話番号2
半角数字、ハイフンなしで入力してください。（携帯番号可）

ファクシミリ番号
半角数字、ハイフンなしで入力してください。

提出者当事者詳細情報

当事者、代理人などの種別 **必須**

原告代理人

代理人種別 **必須**

選択なし

代理人肩書 **必須**

リストから選択、または手入力・空欄、10文字以内で入力してください。

選択または入力

1 氏名

氏名 **必須**

※角、20文字以内、姓と名の順にスペースを入れて、入力してください。

裁判 太郎

氏名（カタカナ） **必須**

※角カタカナ、20文字以内、姓と名の順にスペースを入れて、入力してください。

サイバシ タロウ